



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)
号外第 39 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (26) (子ども発達支援課) 4
	保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (27) (健康政策課) 9
	鳥取県薬事法施行細則の一部を改正する規則 (28) (医療指導課) 11

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立総合療育センターにおける施設の利用について、新たなワクチンの接種等の提供を行うことに伴い、使用料の額を定める。
- (2) 診療報酬の額、ワクチンの購入単価、消費税率引上げ等に鑑み、使用料の額を見直す。
- (3) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立総合療育センターの施設の利用に係る使用料の額を次のとおりとする。

ア 使用料の新設

項目		1 単位当たりの使用料
予防接種	ポリオ	8,910円
	四種混合	10,040円

イ 使用料の引き上げ

項目		1 単位当たりの使用料の額	
		改正後	現行
予防接種	インフルエンザ	4,120円	3,850円
	二種混合	4,890円	4,690円
	三種混合	4,540円	4,480円
	おたふく風邪	5,720円	5,220円
	麻疹	6,050円	5,110円
	風疹	6,050円	5,840円
	麻疹・風疹混合	8,260円	8,050円
	日本脳炎	6,480円	6,320円
	子宮頸がん	15,980円	15,500円
	ヒブ	7,880円	7,630円
	小児用肺炎球菌	10,370円	10,040円
虫歯予防フッ素塗布		1,280円	1,250円

ウ 使用料の引き下げ

項目		1 単位当たりの使用料の額	
		改正後	現行
予防接種	水痘	7,580円	7,630円

- (2) 鳥取県立鳥取療育園の施設の利用に係る使用料の額を次のとおり引き上げる。

項目		1 単位当たりの使用料の額	
		改正後	現行
予防接種	インフルエンザ	4,120円	3,850円

- (3) 薬剤容器、おむつ、衛生器具、歯ブラシ、クリーニング及び付添用寝具の利用に係る使用料の額は、知事が別に定める額とする。
- (4) 規則で引用する鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の条項を改める等の所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 肝炎ウイルス検査の受診を促進するため、肝炎ウイルス検査に係る手数料の免除期間を延長する。
- (2) 生まれてくる子どもを先天性風しん症候群から守るための対策として、妊娠を希望する女性等を対象に、保健所で風しん抗体価検査を受検しやすい環境を整え、予防接種が必要な者を効率的に抽出することができるようにするため、当該検査に係る手数料を免除する。
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 保健所における肝炎ウイルス検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成27年3月31日（現行 平成26年3月31日）とする。
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、妊娠を希望する女性等の風しん抗体価検査に係る手数料を免除する。
- (3) 規則の規定中引用している中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称を改める。
- (4) 施行期日は、平成26年10月1日とする(3)に関する事項を除き、公布日とする。

◇鳥取県薬事法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

薬事法の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 登録販売者試験願書の提出について定めた規定中、引用する薬事法の規定の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年6月12日とする。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）<u>第 7 条第 2 項第 6 号、第 3 項第 4 号及び第 4 項、第 8 条並びに条例別表第 2 の規定に基づき、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第 3 条 条例第 7 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める額は、別表第 1 に定めるとおりとする。</p> <p><u>2 条例第 7 条第 3 項第 4 号に規定する規則で定める額は、別表第 1 の 1 の(1)及び(2)の項に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>3 条例第 7 条第 4 項に規定する規則で定める施設の利用は、別表第 2 の項目の欄に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める額は、同表に定めるとおりとする。ただし、日中一時支援（障害者総合支援法第77条第 1 項の規定により市町村が行う地域生活支援事業のうち、日中において監護する者がいない障害児又は障害者の日常的な訓練その他の支援をいう。以下同じ。）による食事の提供に係る使用料の額は、同表に定める食事の提供に係る使用料の額から日中一時支援を委託した市町村が支払う食事の提供に係る委託料の額を控除した額とする。</u></p> <p><u>4 条例別表第 2 診療情報の写しの項に規定する規則で定める額は、半切サイズにあつては 1 通につき 470円と、B 4 サイズにあつては 1 通につき 340円と</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）<u>第 7 条第 6 項及び第 7 項並びに第10条の規定に基づき、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における施設の利用に係る使用料の額を定めるとともに、使用料及び手数料の減免</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第 3 条 条例第 7 条第 6 項に規定する規則で定める<u>使用料の額</u>は、別表第 1 に定めるとおりとする。</p> <p><u>2 条例第 7 条第 7 項に規定する規則で定める施設の利用は、別表第 2 の項目の欄に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める使用料の額は、同表に定めるとおりとする。ただし、日中一時支援（障害者総合支援法第77条第 1 項の規定により市町村が行う地域生活支援事業のうち、日中において監護する者がいない障害児又は障害者の日常的な訓練その他の支援をいう。以下同じ。）による食事の提供に係る使用料の額は、同表に定める食事の提供に係る使用料の額から日中一時支援を委託した市町村が支払う食事の提供に係る委託料の額を控除した額とする。</u></p>

する。

(使用料又は手数料の減免)

第4条 条例第8条の規定による使用料又は手数料の減免は、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

項目	1回当たりの使用料の額
1 予防接種	
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいう。)	4,120円
(2) 新型インフルエンザ(感染症予防法第6条第7項第1号に規定する新型インフルエンザをいう。)	略
(3) 二種混合	4,890円
(4) 三種混合	4,540円
(5) おたふく風邪	5,720円
(6) 水痘	7,580円
(7) 麻疹	6,050円
(8) 風疹	6,050円
(9) 麻疹・風疹混合	8,260円
(10) 日本脳炎	6,480円

(使用料又は手数料の減免)

第4条 条例第10条の規定による使用料又は手数料の減免は、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

施設名	項目	1回当たりの使用料の額
鳥取県立総合療育センター	1 予防接種	
	(1) インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいう。以下同じ。)	3,850円
	(2) 新型インフルエンザ(感染症予防法第6条第7項第1号に規定する新型インフルエンザをいう。以下同じ。)	略
	(3) 二種混合	4,690円
	(4) 三種混合	4,480円
	(5) おたふく風邪	5,220円
	(6) 水痘	7,630円
	(7) 麻疹	5,110円
	(8) 風疹	5,840円
	(9) 麻疹・風疹混合	8,050円
	(10) 日本脳炎	6,320円

	(11) 子宮頸がん ^{けい}	15,980円
	(12) ヒブ	7,880円
	(13) 小児用肺炎球菌	10,370円
	(14) ポリオ	8,910円
	(15) 四種混合	10,040円
2	虫歯予防フッ素塗布	1,280円

	(11) 子宮頸がん ^{けい}	15,500円
	(12) ヒブ	7,630円
	(13) 小児用肺炎球菌	10,040円
2	虫歯予防フッ素塗布	1,250円
鳥取県立鳥取療育園	予防接種 (1)インフルエンザ	3,850円
	略	

別表第2 (第3条関係)

施設名	項目	使用料の額
鳥取県	略	
立皆成学園	おむつ及び歯ブラシ	知事が別に定める額
鳥取県	略	
立総合療育センター	薬剤容器、おむつ、衛生器具、歯ブラシ、クリーニング及び付添用寝具	知事が別に定める額

別表第2 (第3条関係)

施設名	項目	使用料の額
鳥取県	略	
立皆成学園	おむつ(大人用)(障害児入所支援に係る利用の場合に限る。)	小サイズ 1枚 90円 中サイズ 1枚 100円
鳥取県	略	
立総合療育センター	薬剤容器	投薬瓶 30ミリリットル 20円 100ミリリットル 30円 200ミリリットル 40円 軟膏容器 20グラム 10円 30グラム 20円 50グラム 40円 点鼻噴霧器 1セット 30円
	おむつ 大人用	特小サイズ 1枚 70円 小サイズ 1枚 90円 中サイズ 1枚 100円
	子供用	大サイズ

		1枚 30円	
		特大サイズ1枚 50円	
	尿とりパット	男性用1枚 20円 女性用1枚 20円 男女兼用1枚 30円	
衛生器具	吸引カテーテル	30円	
	多用途チューブ	6フレンチサイズ	150円
		8フレンチサイズ	160円
	栄養カテーテル	110円	
	カテーテルチップ	70円	
	注射器	1ミリリットル	20円
		2.5ミリリットル	10円
		5ミリリットル	10円
		10ミリリットル	10円
		20ミリリットル	20円
		50ミリリットル	60円
	栄養セット	1組 140円	
	輸液セット	1組 110円	
	経腸栄養セット	1組 1,260円	
	栄養ボトル	360円	
注入器	100円		
ネラトンカテーテル	40円		
アルコール	100グラム	150円	
綿花	200グラム	190円	
人工鼻	カニューレ用	540円	
	呼吸器用	630円	
カラー注射器		10円	

	歯ブラシ	ナイロン毛	160円
		PBT毛 (大人用)	80円
		PBT毛 (子供用)	90円
		スポンジ	20円
	クリーニング	子供用衣類	色物 1枚 50円
			色物以外のもの 1枚 30円
		タオル	1枚 20円
		バスタオル	1枚 40円
		靴下	1枚 10円
	付添用寝具	1日 130円	
略			略

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																			
<p>(使用料等の免除)</p> <p>第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検査</td> <td>平成20年1月1日から平成27年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</td> </tr> <tr> <td>HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査</td> <td>HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査を受ける者</td> </tr> <tr> <td>風しん抗体価検査</td> <td>平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 保健所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者に対しては、使用料等を免除するものとする。</p>		事業	対象者	略		肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成27年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査	HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査を受ける者	風しん抗体価検査	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）	<p>(使用料等の免除)</p> <p>第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検査</td> <td>平成20年1月1日から平成26年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</td> </tr> <tr> <td>HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査</td> <td>HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査を受ける者</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 保健所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者に対しては、使用料等を免除するものとする。</p>		事業	対象者	略		肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成26年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査	HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査を受ける者
事業	対象者																				
略																					
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成27年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者																				
HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査	HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査を受ける者																				
風しん抗体価検査	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）																				
事業	対象者																				
略																					
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成26年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者																				
HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査	HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査を受ける者																				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

鳥取県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県薬事法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県薬事法施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出部数及び経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより提出する申請書、届書その他の書類の部数は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部数とする。</u></p> <p>(1) <u>厚生労働大臣又は地方厚生局長の権限に属する事務に係るもの</u> 正本1部及び副本3部</p> <p>(2) <u>知事の権限に属する事務(次号に掲げる事務を除く。)に係るもの</u> <u>県内に住所又は事業所を有しない者が提出する書類並びに第8条及び第9条に規定する書類にあつては正本1部、その他の書類にあつては正本及び副本各1部</u></p> <p>(3) <u>総合事務所長又は福祉保健事務所長に委任された権限に属する事務に係るもの</u> 正本1部</p> <p>2 <u>法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより提出する申請書、届書その他の書類(県内に住所又は事業所を有しない者が提出する書類を除く。)</u>は、<u>所管の総合事務所長又は福祉保健事務所長を経由して提出</u>しなければならない。</p> <p>(薬局管理者の薬局外の実務従事等の許可)</p> <p>第3条 法第7条第3項ただし書、<u>第28条第3項ただし書又は第35条第3項ただし書の許可を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を</u>知事に提</p>	<p>(書類の提出部数及び経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより<u>次の各号に掲げる者に提出する</u>申請書、届書その他の書類の部数は、それぞれ当該各号に定める部数とする。</p> <p>(1) 厚生労働大臣 正本1部及び副本3部</p> <p>(2) 知事 <u>次に掲げる提出書類の区分に応じ、それぞれに定める部数</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>イ及びウに掲げる書類以外の書類</u> 正本及び副本各1部</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>他の都道府県に営業施設を有する配置販売業者が提出する書類</u> 正本1部</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>法第36条の4第1項に規定する試験(以下「登録販売者試験」という。)を受けようとする者又は第11条第1項若しくは第2項の規定による申請を行う者が提出する書類</u> 正本1部</p> <p>(3) 総合事務所長又は福祉保健事務所長 正本1部</p> <p>2 <u>前項の申請書、届書その他の書類で同項第1号に掲げる者に提出するもの及び同項第2号に掲げる者に提出するもの(同号アに掲げる書類に限る。)</u>は、<u>所在地を所管する総合事務所長又は福祉保健事務所長を経由</u>しなければならない。</p> <p>(薬局管理者の薬局外の実務従事許可)</p> <p>第3条 法第7条第3項ただし書の規定により、<u>薬局を管理する薬剤師が、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事しよう</u></p>

<p>出しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>法第7条第3項ただし書、第28条第3項ただし書又は第35条第3項ただし書</u>の許可をしたときは、別記様式第2号による許可証を交付するものとする。</p> <p>3 法第7条第3項ただし書、<u>第28条第3項ただし書又は第35条第3項ただし書</u>の許可を受けた者は、その実務に従事することをやめたときは、速やかに別記様式第3号による廃止届を知事に提出しなければならない。</p>	<p>とるときは、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、法第7条第3項ただし書の許可をしたときは、別記様式第2号による許可証を交付するものとする。</p> <p>3 法第7条第3項ただし書の許可を受けた者は、その実務に従事することをやめたときは、速やかに別記様式第3号による廃止届を知事に提出しなければならない。</p>
	<p>(店舗管理者の店舗外の実務従事許可)</p> <p><u>第4条 法第28条第3項ただし書の規定により、店舗販売業の店舗を管理する者が、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 知事は、<u>法第28条第3項ただし書の許可をしたときは、別記様式第2号による許可証を交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>法第28条第3項ただし書の許可を受けた者は、その実務に従事することをやめたときは、速やかに別記様式第3号による廃止届を知事に提出しなければならない。</u></p>
	<p>(営業所管理者の営業所外の実務従事許可)</p> <p><u>第5条 法第35条第3項ただし書の規定により、卸売販売業の営業所を管理する者が、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 知事は、<u>法第35条第3項ただし書の許可をしたときは、別記様式第2号による許可証を交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>法第35条第3項ただし書の許可を受けた者は、その実務に従事することをやめたときは、速やかに別記様式第3号による廃止届を知事に提出しなければならない。</u></p>
<p>(配置販売業取扱品目変更指定書等の交付)</p> <p><u>第4条 知事、総合事務所長又は福祉保健事務所長は、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年省令第10号）<u>附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令</u>による改正前</u></p>	<p>(配置販売業取扱品目変更指定書等の交付)</p> <p><u>第6条 知事、総合事務所長又は福祉保健事務所長は、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年省令第10号）による改正前の省令第159条の規定による<u>配置販売業者又は特例販売業者の</u>指定品目</u></p>

の省令第159条の規定による申請に基づき指定品目の変更又は追加をしたときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。

(身分証明書の書換交付)

第5条 法第33条第1項の身分証明書（以下「身分証明書」という。）の交付を受けた者は、当該身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第5号による申請書を知事に提出して、その書換交付を受けなければならない。

(身分証明書の再交付)

第6条 身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書を破り、汚し、又は失ったときは、別記様式第6号による申請書を知事に提出して、その再交付を受けなければならない。

(身分証明書の返納)

第7条 身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書の有効期間が過ぎたとき又は医薬品の配置販売に従事することをやめたときは、当該身分証明書を10日以内に知事に返納しなければならない。

2 前条の規定により身分証明書の再交付を受けた者は、失った身分証明書を発見したときは、発見した身分証明書を知事に返納しなければならない。

(登録販売者試験願書の提出)

第8条 法第36条の8第1項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、別記様式第7号による願書を知事に提出しなければならない。

(合格証明書等の交付申請)

第9条 登録販売者試験の合格証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第8号による申請書を知

の変更又は追加の申請に基づき指定したときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。

(身分証明書の書換交付の申請)

第7条 配置販売業者（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第10条に規定する既存配置販売業者（改正法附則第13条に規定する許可を受けた者を含む。）を含む。以下同じ。）又はその配置員は、法第33条第1項の規定により交付を受けた配置従事者身分証明書（以下「身分証明書」という。）の記載事項に変更を生じたときは、身分証明書の書換交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第5号による申請書を知事に提出することによって行うものとする。

(身分証明書の再交付の申請)

第8条 配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第6号による申請書を知事に提出することによって行うものとする。

(身分証明書の返納)

第9条 配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書の有効期間が過ぎたとき又は配置販売の実務に従事することをやめたときは、当該身分証明書を10日以内に知事に返納しなければならない。

2 前条の規定により再交付を受けた後、失った身分証明書を発見したときもまた同様とする。

(登録販売者試験願書の提出)

第10条 登録販売者試験を受けようとする者は、別記様式第7号による願書を知事に提出しなければならない。

(合格証明書等の交付申請)

第11条 登録販売者試験に合格した者は、合格証明書を破り、汚し、又は失ったときその他必要があると

<p>事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第7条第1項の規定により登録販売者試験に合格した者とみなされる者であることを証する書類の再交付を受けようとする者は、別記様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>きは、別記様式第8号による申請書を知事に提出して、合格証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 <u>次に掲げるものは、改正法附則第7条第1項の規定による登録を受けるため必要があるときは、別記様式第9号による申請書を知事に提出して、改正法第1条による改正前の法第28条第1項の許可（以下「薬種商販売業の許可」という。）を受けていることを証する書類の交付を受けることができる。</u></p> <p><u>（1）薬種商販売業の許可を受けた店舗に係る当該許可の申請者（個人の場合に限る。）</u></p> <p><u>（2）薬種商販売業の許可を受けた法人の店舗に係る適格者（当該店舗においてその業務を行う役員若しくは薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下「整備令」という。）第1条の規定による改正前の薬事法施行令（以下「旧政令」という。）第50条に定める者（以下この号において「役員等」という。）が旧政令第51条に定める基準に該当し、又は改正法第1条による改正前の法第28条第2項に規定する試験に合格することにより、当該店舗において役員等が属する法人に薬種商販売業の許可が与えられた場合における当該役員等をいう。以下同じ。）</u></p>
<p>別記様式第1号（第3条関係） 略</p>	<p>別記様式第1号（第3条、第4条、第5条関係） 略</p>
<p>別記様式第2号（第3条関係） 略</p>	<p>別記様式第2号（第3条、第4条、第5条関係） 略</p>
<p>別記様式第3号（第3条関係） 略</p>	<p>別記様式第3号（第3条、第4条、第5条関係） 略</p>
<p>別記様式第4号（第4条関係） 略</p>	<p>別記様式第4号（第6条関係） 略</p>
<p>別記様式第5号（第5条関係） 略</p>	<p>別記様式第5号（第7条関係） 略</p>
<p>別記様式第6号（第6条関係） 略</p>	<p>別記様式第6号（第8条関係） 略</p>
<p>別記様式第7号（第8条関係） 略</p>	<p>別記様式第7号（第10条関係） 略</p>
<p>別記様式第8号（第9条関係） 略</p>	<p>別記様式第8号（第11条関係） 略</p>
<p>別記様式第9号（第9条関係） 略</p>	<p>別記様式第9号（第11条関係） 略</p>

附 則

この規則は、平成26年 6 月 12 日から施行する。